

## ○主な質疑・応答

Q：事業着手時期、用地買収時期、事業期間など今後のスケジュールはどのような予定ですか？

A：平成 25 年度に事業着手できれば、平成 26 年度以降で用地協力をお願いし、平成 31 年度くらいから工事に着手して、平成 40 年度の完成を予定。

Q：鉄道騒音測定を地上 1.2m 高さで実施しているが、高架化により列車が近づくので、中高層階の位置でも騒音測定を行うべきではないのですか？

A：鉄道騒音の予測・評価は、指針に基づき、地上 1.2m 高さで行うこととなっているため、騒音測定もこれに合わせ、地上 1.2m 高さで実施。中高層位置については、工事実施の前後で騒音測定を行い、工事後の騒音に鉄軌道の影響が大きいようであれば、実施可能な騒音対策を実施。ただし、高架化と併せ、ロングレール化や壁高欄の設置等を行いますので、現状の鉄道騒音がそのまま中高層の位置に発生するわけではありません。

Q：工事は、夜間も実施するのですか？

A：工事は、基本的には昼間に実施。ただし、鉄道を運行しながらの工事となるため、線路の切替等、夜間にしかできない工事については夜間も実施します。夜間工事を行う場合は、事前にお知らせするとともに、騒音・振動の影響が小さい工法を選定する等、騒音・振動の低減に努めます。

Q：平成 20 年 8 月京阪沿線で水害が発生しました。新しい高架構造物は、水害に影響を及ぼすものと考えますが、水害対策はどのように考えているのですか？

A：「特定都市河川浸水被害対策法」（平成 15 年法律第 77 号）等に基づき、適切に対応します。法律では、事業区域内の雨水の流出抑制を図るため、雨水貯留浸透施設の設置等が義務付けられていることから、雨水貯留浸透施設を設置します。規模につきましては、本事業の実施により増加する雨水流出分に対応するものです。

Q：電波障害補償は、どのような住居が対象となるのですか？また、工事完了後に建替を行った住居も含めて対象となるのですか？

A：電波障害補償は、鉄道高架構造物の工事完了以前から電波障害が発生する地域に立地している住居が対象。また、補償措置を講じた住居に対し、工事完了後に建替等によって、再度、補償措置を講じることはありません。

Q：鉄軌道の高高架構造の耐震設計では、具体的にどの程度の震度まで構造物が耐えることができるようになっているのですか？

A：耐震設計の基準は、阪神淡路大震災等を受けて見直されています。本事業では、施工時点での最新の設計基準に基づき適切に施工します。

Q：旧国道 170 号について、連立事業完了後に平面交差化する計画となっていますが、現在、立体交差となっているにもかかわらず、平面交差化の目的は何ですか？

A：旧国道 170 号の沿道地域は、現在、地域分断等の課題を有しています。旧国道 170 号の平面交差化は、地域分断を解消し、地域の一体化などを図ることを目的としています。